

京都市市街地景観整備補助金交付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第175号

京都市市街地景観整備補助金交付規則の一部を改正する規則

京都市市街地景観整備補助金交付規則の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「補助金条例」という。）その他別に定めがあるもののほか、京都市市街地景観整備条例（以下「条例」という。）第27条第1項、第34条第1項、第37条第1項及び第42条第1項の規定による補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

第3条第1項中「第27条」を「第27条第1項」に改め、同条第2項中「第34条」を「第34条第1項」に改め、同条第3項中「第37条」を「第37条第1項」に改め、同条第4項中「第42条」を「第42条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 補助金の交付の対象者は、前各項に規定する行為（以下「補助行為」という。）を行う者とする。

第4条第1項各号列記以外の部分中「前条に規定する行為」を「補助行為」に改める。

第5条から第7条までを次のように改める。

(交付の申請)

第5条 補助金条例第9条に規定する市長等が定める期日は、補助行為に着手しよう

とする日の14日前の日とする。

2 補助金条例第9条に規定する別に定める事項を記載した申請書は、市街地景観整備補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）とする。

3 補助金条例第9条に規定する市長等が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 見積書
- (2) 設計図書
- (3) 現況写真
- (4) その他別に定める書類

（申請事項の変更等の承認）

第6条 補助金条例第12条第1項の規定による通知を受けた者は、交付申請書若しくはその添付書類に記載した事項を変更し、又は補助行為を中止しようとするときは、補助行為変更・中止承認申請書（第2号様式）に別に定める書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第7条 補助金条例第18条第1項の規定による報告は、補助行為が完了した日から14日以内に行わなければならない。

2 補助金条例第18条第1項に規定する報告書は、実績報告書（第3号様式）とする。

3 補助金条例第18条第1項に規定する市長等が定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 完了写真
- (2) 領収書その他の補助行為の実施に要した費用を支払ったことを証する書類
- (3) その他別に定める書類

第8条から第11条までを削り、第12条を第8条とする。

第1号様式中「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削り、「京都市市街地景観整備補助金交付規則第5条」を「京都市補助金等の交付等に関する条例第9条」に改める。

第3号様式を削る。

第2号様式中「第8条関係」を「第7条関係」に、「行為完了届」を「実績報告書」に、「届出者」を「報告者」に改め、「。記名押印又は署名」及び「㊟」を削り、「京都市市街地景観整備補助金交付規則第8条第1項」を「京都市補助金等の交付等に関する条例第18条第1項」に、「が完了したので届け出ます」を「の実績を報告します」に改め、同様式を第3号様式とする。

第1号様式に次の1様式を加える。

第2号様式（第6条関係）

補助行為 変更 承認申請書
中止

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 電話 ー

京都市市街地景観整備補助金交付規則第6条の規定により <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止 の承認を申請します。	
行為地の所在及び地番	
行為の内容	
変更の理由及び内容又は中止の理由	

注 該当する□には、✓印を記入してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の京都市市街地景観整備補助金交付規則第6条の規定により交付する旨を決定した補助金については、なお従前の例

による。

(都市計画局都市景観部景観政策課)